

## 中部運輸局における令和7年度地域公共交通計画評価に関する実施方針

令和7年10月10日

中部運輸局交通政策部

### 1. 目的

この実施方針は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（令和5年総務省告示・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）二1（5）に定める、地方公共団体が国土交通大臣に送付した地域公共交通計画の評価結果に係る国土交通大臣からの助言の実施について中部運輸局において必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 第三者評価委員会による評価の実施

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第7条の2第2項に基づき中部運輸局管内の地方公共団体から国土交通大臣に送付された地域公共交通計画の評価結果について、その内容を検討するため、有識者等からなる第三者評価委員会を設置して、基本方針二1（5）に定める助言等を含め評価を行うこととする。

### 3. 評価の対象者

評価の対象は、令和7年1月18日から令和8年1月16日までの間に国土交通大臣に送付された地域公共交通計画の評価結果のうち、以下の（1）から（3）のいずれかに該当するものとする。

- （1）自らが実施する評価結果に対する評価を求める地方公共団体
- （2）評価委員が評価結果に対する評価を実施することが必要と認める地方公共団体
- （3）その他中部運輸局が評価結果に対する評価を必要と認める地方公共団体

### 4. 第三者評価委員会資料の提出

3. に該当するものは、第三者評価委員会資料を作成し、提出することとする。

なお、資料の報告期限は別途通知するものとし、その作成方法は別に定める「第三者評価委員会資料（中部様式）作成の手引き」によるものとする。

### 5. 第三者評価委員会への出席について

4. により、第三者評価委員会資料を提出した地方公共団体は、第三者評価委員会へ出席することとする。

### 6. 第三者評価委員会の評価について

第三者評価委員会の評価は、第三者評価委員会資料に基づき評価をし、必要に応じ基本方針二1（5）に定める助言を行うものとする。

### 7. その他

- （1）地方公共団体における地域公共交通計画の評価等の実施にあたっては、以下のガイドライン及び資料等を参考とすること。また、評価等の実施にあたっては、協議会等で議論を行うこと。

- ・「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き〔理念編〕第4版」（令和5年10月）  
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633211.pdf>)
  - ・「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き〔実線編〕第4版」（令和5年10月）  
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633212.pdf>)
  - ・「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き〔別冊〕第4版」（令和5年10月）  
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633213.pdf>)
- (2) 第三者評価委員会の出席対象となる地方公共団体の提出資料、第三者評価委員会当日の議事録等は、第三者評価委員会の評価とともに中部運輸局 HP 等に公開するため、地方公共団体においても、ホームページ等による公開に努めること。
- (3) 第三者評価委員会の評価は、地方公共団体において次年度以降の計画等に反映するよう努めること。